

氏名	戸田 由美子
学位の種類	博士(看護学)
報告番号	甲第 76 号
学位記番号	看博第 28 号
学位授与年月日	平成 29 年 3 月 21 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
論文題目	精神科看護師による患者 advocacy に関する研究 A Study of Patient Advocacy by Psychiatric Nurses
論文審査委員	主査 教授 長戸 和子(高知県立大学) 副査 教授 野嶋 佐由美(高知県立大学) 教授 田井 雅子(高知県立大学) 教授 畦地 博子(高知県立大学)

論文内容の要旨

研究目的：本研究は、精神科看護師による患者 advocacy を明らかにし、精神看護における患者の権利や利益を護る看護への示唆を得ることである。

方法：研究デザインは、質的記述的研究である。研究協力者は、精神科病棟に勤務する精神科勤務歴 5 年以上の看護師で、患者 advocacy に対して advocate としての実践を行ったことのある者とした。データ収集は半構成的面接調査法により行い、データ収集期間は平成 26 年 9 月～平成 27 年 7 月であった。分析方法は、修正版 Grounded Theory Approach を参考に行った。高知県立大学研究倫理審査委員会の承認（看研倫 14-36）を得て実施した。利益相反はない。

結果：研究協力者は 20 名で、男性 9 名、女性 11 名、平均年齢は 44.5±5.6 歳で、精神科看護師歴は 14.6±5.7 年であった。語られた事例は 34 例で、男性 16 例、女性 18 例であった。疾患は、統合失調症 25 例、感情障害 4 例他であった。分析の結果、【精神科病棟における患者の権利と利益の阻害】は、12 カテゴリ、28 概念が抽出された。『地域生活権の阻害』『プライバシーの保護・患者尊重の阻害』『患者の理解不足による自身の権利や利益の阻害』『最善な医療や看護を受ける権利の阻害』『平等な医療や福祉を受ける権利の阻害』に分類された。阻害に対する【精神科看護師による患者 advocacy】は、「不利益回避へ生活の制御感獲得の援助をする」「意思の表明能力の向上を促す」「権利行使への行動方略を伝達する」「患者の要求を最大限実現する」「患者のプライバシーや自尊心を護る」「早めに患者の不利益を察し回避する」「患者の自己実現に向け支援体制を整える」「家族・住民との関係再構築へ仲介する」「家族が患者の権利を護れるよう変化を促す」「患者の意向を代弁し医師を動かす」「看護チームで患者の権利を護れるよう教育的アプローチをする」「公平な医療や福祉が受けられるよう他施設と連携する」の 12 カテゴリ、43 サブカテゴリ、125 概念が抽出された。

考察：患者の権利や利益の阻害は、精神疾患特有の症状からくる周りの偏見や苦手意識、患者自身の認知力の問題、医師・看護師主導の医療・看護による阻害状況であった。精神科看護師による患者 advocacy は、患者への直接介入として、『自ら力をつけ権利や利益を獲得』『患者の権利・利益を保護』する働きかけ、患者の周囲への介入として、『患者・家族・住民の共生

へ仲介と教育』『患者の代弁者として医療・福祉の調整と協働』『看護者に患者の権利教育』をする働きかけの特徴があった。精神科看護師は、患者を権利や利益の阻害から護るだけでなく、患者や患者の周囲の人々との間の調和を保ちながら患者の権利や利益が護れる働きかけを行っていた。

結論：患者の権利や利益の阻害の半数以上が、患者と医療職との間で起こっていた。それらに対する患者 **advocacy** は、患者、家族、医師・看護師が患者の権利を護るために力をつける働きかけが、患者の権利や利益を護る上で最重要であることが示唆された。また、家族や医師は、介入の対象であると共に協働し患者を支援する対象でもあった。

審査結果の要旨

精神疾患患者は、その疾患特性により、容易に患者の権利や利益が阻害される危険性があり、精神科医療において、看護師は、患者の権利に対する高い感受性を持ち、対応する必要がある。また、精神科医療に限らず、医療における患者の権利や利益に対する人々の関心は高まっており、専門職として患者の権利を護ることは、重要な課題となっている。本研究は、精神科看護師が、患者の権利や利益が阻害される場面において、**advocate** としてどのような実践を行っているかを明らかにし、精神看護における患者の権利や利益を守る看護への示唆を得ることを目的とし、精神科看護師が語った患者の権利や利益が阻害されている場面とその場面における看護師の実践内容から結果を導き出している。

本研究では、精神科における患者の権利や処遇に関する研究、**advocacy** に関する研究を広く概観し「入院中の精神疾患患者の自己決定を支援し、患者の権利や利益が阻害された時にそれらを護るために看護師が患者や患者を取り巻く周囲に働きかけること」を患者 **advocacy** と定義し、患者の権利や利益の阻害場面と、看護師による **advocate** としての実践を明らかにしている。20名の精神科看護師が語った34例の患者に対する看護実践のデータから、12の【精神科病棟における患者の権利と利益の阻害】、それらの場面における【精神科看護師による患者 **advocacy**】の12の看護実践を明らかにできたことは、非常に意義深い。患者の権利や利益が阻害される場面として、精神疾患特有の症状から派生する周囲との関係における権利阻害や、患者自身の認知力に由来するもの、医療従事者主導の医療により引き起こされるものなど、精神疾患患者の特徴を反映した状況が抽出されている。そして、**advocate** としての看護実践では、患者への直接的な介入として、『自ら力をつけ権利や利益を獲得』『患者の権利・利益を保護』する働きかけ、患者を取り巻く周囲への介入として『患者・家族・住民の共生へ仲介と教育』『患者の代弁者として医療・福祉の調整と協働』『看護者に患者の権利教育』をする働きかけを明らかにした点は意義深いと考える。すなわち、看護師は、患者の権利や利益を護る直接的な介入だけでなく、患者が自らの権利や利益を護る力を獲得できるようにする介入、入院前の地域や家庭での生活状況やその中で課題をふまえ、退院後の生活も想定して患者の権利や利益の侵害を回避するための介入を行っていることが明らかになった。また、これらの看護介入は、精神科看護師が日常的に患者のベッドサイドで実践しているものであり、日常性の中で展開される実践であることが、患者の日々の生活に密着したかわりをしてしている看護師であるからこの実践として抽出されたことは本研究のユニークな点である。

本審査委員会では、精神科看護師がとらえる患者の権利・利害の阻害場面を明らかにした上

で、患者への直接的な看護介入だけでなく、患者を取り巻く家族や地域社会、専門職者など、さまざまな人々にまで注意を払い、日常的なかかわりの中で患者の権利や利益を護る看護介入を実践していることを明らかにした点を評価した。今後は、本研究結果の看護教育や看護実践への活用に関しても、さらに研究を進めていくことを奨励した。

以上のことから、本審査委員会は、本論文は、研究への着実な取り組みがなされ、段階を踏んだデータ分析、研究成果の独創性、論理的な考察、研究成果の有用性と実践への適用可能性、精神看護学全体の発展に寄与する学術的価値があり、博士（看護学）の学位授与に値する研究成果であることを認めた。